

中小企業いばらき

●ビジネス大百科

官公需法改正の概要

～中小企業者の受注機会の増大を図る～

10

2015 October
No.684



photo:日立おさかなセンター直売店組合

CONTENTS

- 1 … ひたち野
- 2 … ビジネス大百科
- 9 … ニュースフラッシュ
- 11 … インフォメーション
- 15 … きらり輝く女性部
- 16 … 日本列島組合最前線
- 18 … 業況レポート
- 20 … 中央会だより

官公需法改正の概要

～中小企業者の受注機会の増大を図る～

今年7月7日に「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（官公需法）等の一部を改正する法律」が成立し、8月10日に施行された。今回の改正では、実績や信用が十分でない創業10年未満の会社を新規中小企業者と定義。官公需について実績のない企業は国等に知られる機会が少なく、信用も十分ではないため創業間もない新規中小企業者に官公需の発注を促すことが大きなポイントとなっている。

■官公需法の制定

中小企業の振興を図るためには、中小企業が生産・供給する物品、役務、工事に対する需要の増大を図ることが重要である。国や地方公共団体などが行う物品等の調達には、金額が大きく、種類も多く、取引条件も一般の取引に比べて安定していることから、これらについて中小企業者の受注機会の増大を図ることは、中小企業者に対する需要増大策として有力な手段になるといえる。

そこで、昭和41年に国等が物品の買入れ等の契約を締結する場合に中小企業者の受注の機会の増大を図ることを狙いとした「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（以下、「官公需法」）が制定された。

官公需法における官公需とは「国等を当事者の一方とする契約で、国等以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し、国等が対価の支払いをすべきもの」とされている。そして、国の施策に準じ

て地方公共団体においても、中小企業者の受注機会の増大に努力すべき旨の規定がなされている。

■新規中小企業者の受注拡大

官公需法が制定された当時は、中小企業・小規模事業者向け契約実績は25.9%であったが、平成26年度の中小企業・小規模事業者向け契約実績は52.8%と約2倍にまで高まっている。一方、創業間もない中小企業等について見れば、官公需における契約実績はほとんどない。

創業間もない中小企業者は、優れた商品・サービスを有していても、一般に実績が少なく、販路の拡大が課題となっている。そのため、官公需において実績を得ることはその後の市場の確保、信用向上に極めて有効と考えられる。一方、実績の少ない企業はそもそも国等の調達担当者等にその商品・サービスを知られる機会が少なく、企業の信用が十分でないこと等

の理由から敬遠される傾向にあり、受注機会が限られている。このため、官公需において、創業間もない中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図り、更なる販路拡大へとつなげることで創業を支援するため、官公需法が改正（以下、「改正官公需法」）され今年8月に施行された。

改正官公需法は、創業10年未満の中小企業者を「新規中小企業者」として定義し、これに配慮した国等の契約方針、各省各庁等の契約方針の策定、契約実績の概要の公表及び独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下、「中小機構」）による協力業務などが定められた。

■平成27年度国等の契約の基本方針を閣議決定

国は、改正官公需法に基づき、官公需における新規中小企業者向けの契約比率や、新規中小企業者を含めた中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための措置事項等を定めた「平成27年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（以下、「基本方針」）を閣議決定した。

基本方針では、国等の中小企業者向け契約の実績及び目標として、平成26年度国等の官公需契約実績7兆4,278億円のうち、新規中小企業者の契約比率が約1%程度と推計されることを踏まえ、契約目標として、官公需総額に占める割合を平成27年度から平成29年度までの3年間で、概ね倍増の水準となるよう努めることを定めた上で、平成27年度に新たに講ずる措置として以下の(1)~(4)が定められた。

(1)新規中小企業者への配慮

入札の際に実績を過度に求めない、少額随意契約の際に新規中小企業者を見積り先に含める

等配慮する。

(2)中小企業基盤整備機構の情報提供業務に関する措置

調達担当者等が新規中小企業者の情報を入手しやすくするための情報登録サイト「ここから調達サイト」を開発・運営し、情報の活用を図る。

(3)地方公共団体と連携した地域の新規中小企業者への配慮

新規中小企業者調達推進協議会※の活用、受注事例の把握・提供に努める。

※都道府県と中小企業等が参加し、情報を共有、連携方策を協議する場。

(4)各省各庁の長及び公庫等の長による契約の方針の作成及びその推進体制の整備

基本方針に即して、速やかに契約の方針を作成するとともに、方針に定められた措置等を推進するための体制を整備する。

また、組合の活用に関する基本的な事項として事業協同組合等、官公需適格組合の受注機会の増大についても定められている。具体的には、(1)官公需適格組合の競争契約参加資格審査に当たって、総合点の算定方法に関する特例の活用を努めるとともに、新規中小企業者調達推進協議会の場等を活用して特例の措置が講じられていない地方公共団体に対して、所要の措置が講じられるよう要請する。(2)官公需適格組合制度について、十分な認識や理解が得られていない等の問題も散見されることから、発注実績を機関別に一覧できるリストを作成し、ホームページ上で公表するほか、地方公共団体において、官公需適格組合制度の活用状況が芳しくないとの認識の下、地方公共団体に対し当該制度の一層の周知に努める。(3)新規中小企業者は、当該制度の認識や理解が十分でないと考えられ

ることから、国は、全国中小企業団体中央会及び都道府県中央会が、新規中小企業者の受注力の向上を図るために行う、官公需適格組合への加入や新規組合の設立を促進するための説明会の開催などの取り組みを支援することを明記した。

■官公需適格組合

官公需適格組合制度とは、中小企業組合の中で、官公需の受注に対して特に意欲的であり、かつ受注した契約は十分に責任を持って実施し得る経営基盤（組織体制、財務体制）が整備された信頼性の高い組合に対して、申請に基づき中小企業庁（関東経済産業局）が証明する制度で、発注機関が事業協同組合等の積極的活用を図るための便宜に供するもの。

官公需適格組合制度が発足した昭和42年当初は、官公需適格組合証明の対象は「物件の納入」を行う組合に限定されていたが、昭和45年度に運輸業、建設設計業等の「役務の提供」を行う組合が、昭和48年度には「工事請負」を行う組合がそれぞれ追加され、現在、官公需の共同受注事業を行う全ての業種の事業協同組合等が本制度の対象となっている。

なお、工事の組合については、発注者、受注者双方から「証明基準が必ずしも工事の特殊性を配慮したものではないため、証明された組合が発注者側の信頼を十分得られる状況になっていない。」との声があったことから、昭和61年度に工事関係についての新たな基準が設けられた。

官公需法第3条において「…国等が契約を締結するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めなければならない。この場合において

は、組合を国等の契約の相手方として活用するよう配慮しなければならない。」と定められており、基本方針にも官公需の発注に当たって、官公需適格組合を活用するよう規定されている。

官公需適格組合の共同受注は、競争契約参加資格審査での総合点の算定方法に係る特例があり、主な特例措置の内容として、年間平均完成工事高の合算、自己資本額の合算、従業員数の合算、技術職員数値の合算等がある。また、組合の共同受注は一件の受注に対して複数の中小企業者が共同して行うことから、分離・分割発注と同じ効果をもたらすこととなり、結果として多くの中小企業者の受注機会増大に役立つこととなる。

平成27年6月末現在で、803の官公需適格組合があり、茨城県は8組合の官公需適格組合がある。（表1 参照）

官公需適格組合として証明を受ける組合は、施工・検査・経理・事務局体制等の面から見て、官公需を共同受注するために万全の態勢を整えており、以下の基準を満たす必要がある。

○物品・役務関係の証明基準

- ①組合の共同事業が組合員の協調裡に円滑に行われていること
- ②官公需の受注について熱心な指導者がいること
- ③常勤役職員が2名以上いること
- ④共同受注委員会が設置されていること
- ⑤役員と共同受注した案件を担当した組合員が連帯責任を負うこと
- ⑥検査員を置くなど検査体制が確立されていること
- ⑦組合運営を円滑に行うに足りる経常的収入があること

表1 茨城県内の官公需適格組合

(順不同、平成27年7月1日現在 8組合)

組合名	区分	業種	共同受注
茨城県石油業協同組合	物品	石油販売業	ガソリン・灯油・重油等
協業組合茨城中央ガス	工事	L P ガス販売業	L P ガス配管工事
ひたちなか市ビル管理事業協同組合	役務	建築物清掃業	建築物清掃
茨城県県南造園土木協業組合	工事	造園業	造園工事・土木工事等
筑南総合建設協同組合	工事	建設業	土木工事・舗装工事等
茨城県南部生コンクリート協同組合	工事	生コンクリート製造業	生コンクリート
広域事業協同組合	工事	建設業	土木工事・建築工事等
総合開発協同組合	工事	建設業	土木工事・舗装工事等

○工事関係の証明基準

(上記①～⑦に加えて)

⑧共同受注事業を1年以上行っており相当程度の受注実績があること

⑨工事1件の請負代金が1,500万円(電気、管工事等は500万円)以上のものを受注しようとする組合は、常勤役員が1名以上、常勤職員が2名以上おり、その役職員のうち2名以上は受注しようとする工事の技術者であること

⑩共同受注に係る工事の施工の基本方針等についての総合的な企画及び調整を行う企画・調整委員会が現場毎に設置され、工事全体が契約通り施工される体制にあること

■ここから調達サイト

当サイトは、中小企業庁と中小機構が創業10年未満の中小企業・小規模事業者から登録いただいた官公需向け物品・サービスの情報等を各府省や地方公共団体等に共有し活用する情

報提供サイトで、官公庁の調達担当者は、登録された情報を、見積り取得や入札参加呼び掛け等の際に活用することで、新規中小企業者の受注機会の拡大が期待される。(図1参照)

①サイトに登録できる新規中小企業者

(1)設立後10年未満の中小企業または開業後10年未満の個人事業者※

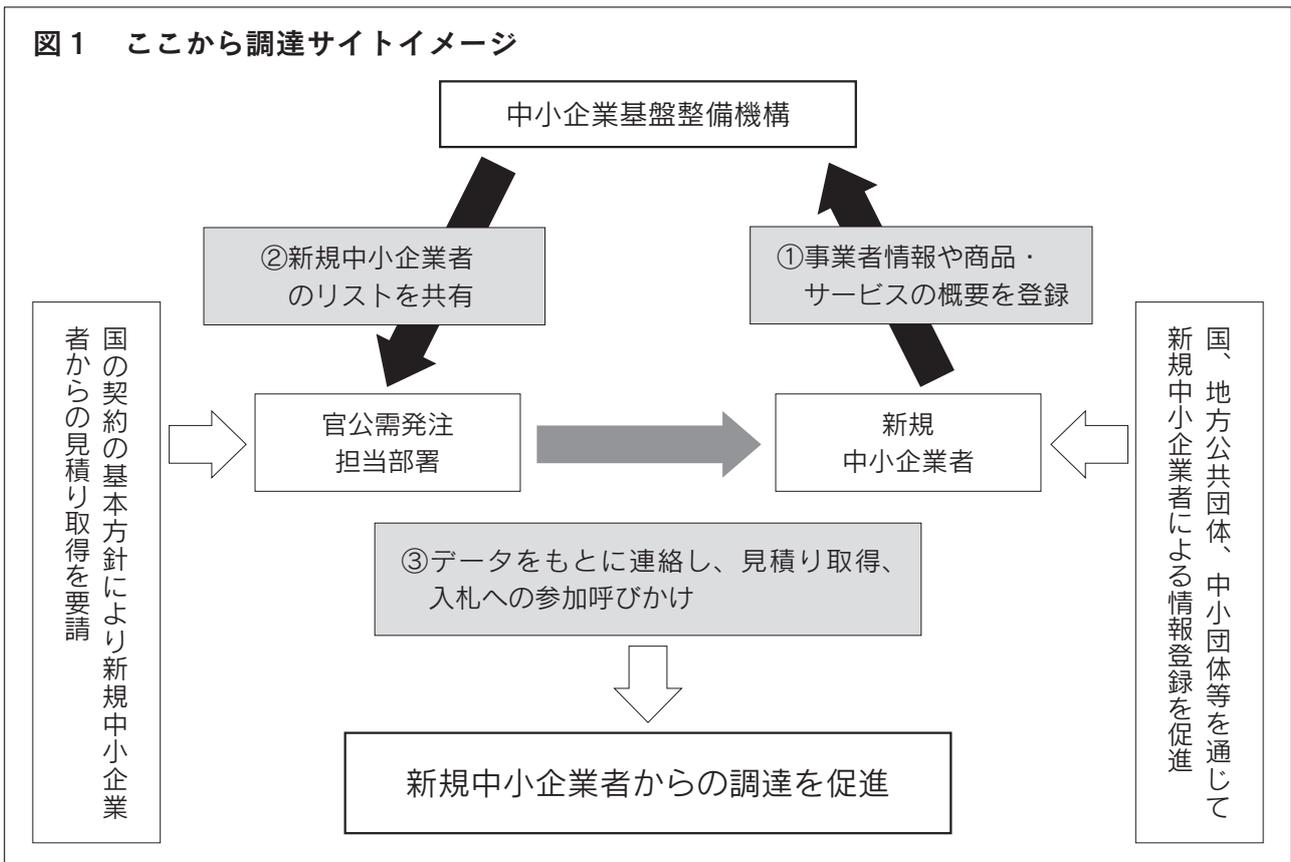
(2)みなし大企業ではないこと

※登録後、設立から10年が経過した場合は、登録済みの企業情報は自動的に非公開となる。

②登録情報

必須となる入力事項は(1)事業者名、(2)住所、(3)設立年月日、(4)提供する商品・サービス、(5)営業エリアの5つ。任意でURL、資本金、従業員数を入力することができる。また、事業のPRとして、所属事業団体、資格・免許等、受注実績・主要取引先、事業内容詳細・商品PRなどを入力できるが、これらの内容は非公開にすることもできる。

図1 ここから調達サイトイメージ



■官公需情報ポータルサイト

中小企業庁では、国等及び地方公共団体がホームページ上で提供している発注情報を自動巡回システムにより収集し、中小企業・小規模事業者が欲しい入札情報を一括して検索・入手できるサイトを運営している。(図2参照)

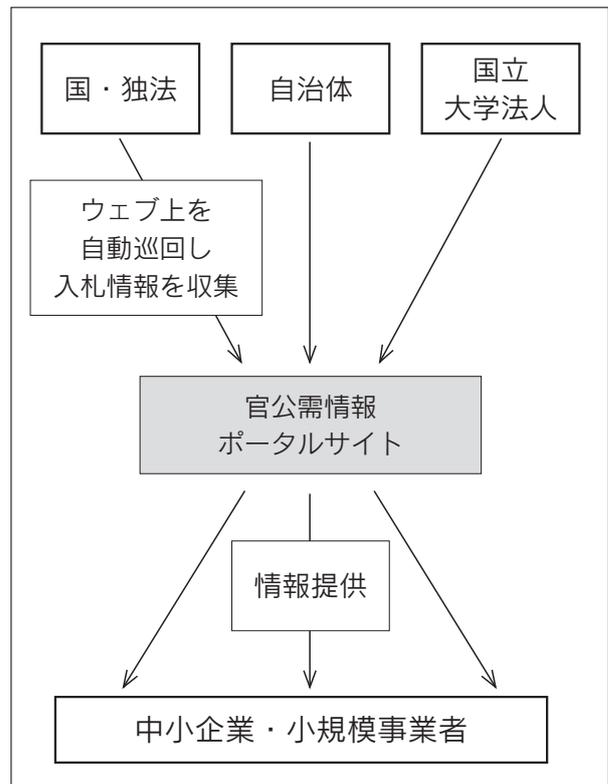
①システムの基幹機能

キーワード検索で欲しい情報を探することができるほか、地域や国の機関別、自治体別、契約種別(役務・工事・物品)、入札ランクや契約方式、日付など情報を絞り込んで収集することも可能。

②便利機能

過去の入札情報を手に入れることができるため、入札実施の予測が立てやすくなるほか、ユーザーが検索条件を設定することにより、メール等で新着入札情報を知らせてくれる。

図2 官公需ポータルサイトイメージ



■茨城県の官公需契約実績額と中小企業者のための官公需確保等について

平成26年度の県の官公需契約総実績は107,147件、1,533億4,411万円。うち、県内中小企業者向契約実績は81,467件、1,072億6,084万円。県内官公需適格組合同契約実績は87件、310億1,735万円となっている。

茨城県では、平成16年、本県経済の持続的な発展と県民生活の向上に寄与することを目的に「茨城県産業活性化推進条例」を公布。本条例に基づき、本県産業の活性化に関する施策の方向性を示すものとして「茨城県産業活性化に関する指針」を策定し、各種施策を展開している。その中で、平成19年度より「茨城県新分野開拓商品認定制度」を実施し、平成26年度まで、55事業者、58商品を認定している。

同制度は、意欲的な商品開発に取り組む県内中小企業者の販路開拓を支援するために、新規性・独自性のある商品を認定する制度。

認定の対象となる事業者は、中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者であって、県内に本店又は主たる事業所を有する者もしくは官公需法第2条第1項第4号に定める組合※であって、県内に主たる事務所を有する者。

※官公需法第2条第1項第4号に定める組合
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、企業組合、協業組合

認定の対象となる新商品は以下の6つの要件を満たすもの。

- ①新規性・独自性が認められること
- ②技術の高度化、経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものであると認められること
- ③生産の実施方法並びに生産に必要な資金の額

及びその調達方法が適切なものであると認められること

④優れた商品特性を有し、医療福祉、環境対応等、本県の行政目的の実現に有効であると認められること

⑤県内で生産又は加工された最終製品であること

⑥販売を開始してから5年以内であること

認定された商品については、認定日から3年間、県の随意契約による購入・活用等が可能となるほか、県ホームページや各種イベント等において、広く新商品がPRされ、同様の認定制度を有する都道府県等で構成する「トライアル全国発注ネットワーク」ホームページ上に掲載されるなど、県内のみならず全国へも新商品の情報が発信される。

※ただし、認定自体が新商品の購入を約束するものではありません。

**平成28年経済センサス
活動調査を実施します！**



経済センサスキャラクター

○平成28年6月1日現在で、経済センサス-活動調査を実施します。

○経済センサス-活動調査は、「統計法」という法律に基づいて実施する、報告義務のある基幹統計調査です。

○支社等を有する企業の本社あてに、平成27年9下旬に「企業構造の事前確認票」を郵送しておりますので、内容のご確認・ご回答よろしくお願いいたします。

総務省・経済産業省